

目次

はじめに	3
------------	---

第1章 インフォームド・コンセント 13

1 説明	16
説明義務	16
説明すべき事項	16
説明の程度——医療水準論	17
乳房温存療法事件	18
説明義務の枠組	20
飛行機の落ちる確率——合併症	23
東大A V M事件	23
未破裂脳動脈事件	24
チーム医療	26
転医勧告義務	30
医療水準論の概略	30
エナメル上皮腫事件	32
能書	33
ペルカミンS能書違反事件	33
特段の合理的理由とは	34
検査結果の通知	36
2 同意	38
未成年者	38
未成年者の行為能力	38
日本医師会の倫理指針	39
具体的基準	40
裁判例	42
予防接種	45
精神障害者	46
泥酔者	48

免責証書	49
免責証書の効力	49
入院案内への記載など	50
診療を拒絶する患者	54
エホバの証人	57
患者家族の医療相談	62

第2章 患者のプライバシー 65

1 守秘義務	67
守秘義務の根拠規定	67
医師法上の欠如	67
秘密漏示罪	67
覚せい剤反応の通報	69
通報義務の有無	72
公務員の告発義務	73
みなし公務員	75
採尿・薬物検査	77
尿の任意提出	78
大麻	80
ヘロイン	82
飲酒運転	83
看護師の守秘義務	84
2 個人情報	85
文書送付嘱託	85
文書提出命令	87
調査嘱託	88
捜査関係事項照会	90
弁護士会照会	92
東京三弁護士会	94
保険会社の調査	96
賠償責任保険	99
オプトアウト	100
同意が得られない場合	101

名簿	103
賠償額	105
罰則	107
中待合	109
職員の個人情報	110

第3章 交渉 111

1 プロセス	112
異状死の届出	112
都立広尾病院事件判決	112
異状死届出の問題点	113
異状死届出マニュアル	115
モデル事業	116
通知書	119
カルテ開示	120
申立理由	121
遺族からの開示請求	122
証拠保全	125
説明会	128
ADR	129
ADRとは	129
医療ADRの特徴	130
第1号事件	130
勤務医	134
2 示談の成立	135
書面のタイトル	138
体裁	139
相手方当事者	140
符牒のつけ方	141
医療側当事者	142
事件の特定	144
金銭の名目	146
責任追及放棄条項	147

非公表条項	154
清算条項	156
署名欄	158
必要書類	159
別損害	166

第4章 医療裁判 169

1 訴訟手続	177
カルテの翻訳	177
まずはコピー	178
翻訳の範囲	179
ページ打ち	179
翻訳の仕方	180
画像	181
診療経過一覧表の作成	181
答弁書の提出	184
訴状の認否	187
書証の提出	189
書証の符号	191
出頭の要否	192
陳述書	193
証人尋問の心得	198
当日の流れ	198
尋問の流れ	199
尋問の実際	201
鑑定	210
判決	211
上訴期間	212
審理期間	213
最高裁	214
2 和解	220
支払義務	225
訴訟費用の負担	226

将来の後遺症	227
謝罪文言	228
読み聞け	230

第5章 病院のトラブル 233

1 モンスターペイシエント	234
被害届	235
診療拒絶	238
身体拘束	239
念書	241
2 その他よくある質問	244
保証人	244
紛失・盗難	245
労働事件	247

●コラム

判決の表記法	22
患者には同じことを5回説明しなければならない！？	26
我が国に医療裁判所があるのをご存知ですか？	29
弁護士と弁護人の違い	68
弁護士バッジの謎	95
なぜ簡裁に証拠保全を申し立てたの？	127
尋問あれこれ	203
検察審査会	242

●図・表

医療水準論の概念図	31
未成年者における輸血同意と拒否のフローチャート（ガイドライン）	59
輸血拒否のフローチャート（杏林大学）	61
異状死届出のフローチャート	117
モデル事業の流れ	118

2008年～2011年 行政処分の概要	148
図解 医療裁判	171
法廷内の様子	205
医事関係訴訟と地裁民事第一審通常訴訟の概況	216
医事関係訴訟事件（地裁）の診療科目別既済件数	217
事故態様別	218
地裁民事第一審通常訴訟事件・医事関係訴訟事件の認容率	219

●書式・参考例

入院パンフレットの例	52
同意書の例	53
免責証書（虎の門病院）	56
輸血の免責証書（ガイドライン）	60
和解契約書のサンプル	132
示談書のひな形	136
不起訴処分告知書	153
交渉委任状の例	161
患者側の委任状サンプル	162
相続関係図（示談書ひな形を例として）	163
謝罪文の例	164
法律顧問契約書のサンプル	165
診療経過一覧表の例	183
答弁書のひな形	186
陳述書のサンプル	195
出廷者カード	206
放棄書	207
出頭カード	208
宣誓書	209
和解調書の例	221
被害届の例	237

あとがき	249
------------	-----

索引	250
----------	-----

1 説明

説明義務

Q

法律的に、患者さんに何をどこまで説明すべきかどうかということについて、明確な基準はあるのですか？

A

ありません。

<解説>

医師の説明義務の内容・範囲について、法律には明確な規定はありません。

裁判所の考えも、どうもはっきりしませんので、筆者なりに整理してみます。

臨床的には、手術前の説明が重要であり、法律実務上も問題となったのはほとんどが手術説明に関するものですので、手術を念頭において解説します。もっとも、内科的な診療科目についても、きっと参考になるはずです。

説明すべき事項

乳がん手術に関する最高裁判所の平成13年11月27日判決（判例タイムズ（以下「判タ」）1079号198頁）は、説明すべき事項として、次のとおり、判示しています。

医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選

答弁書の提出

Q

裁判所から訴状とともに呼出状が来ました。そこに、いついつまでに答弁書を提出せよと記載されていますが、打ち合わせの日程が入らず、間に合いません。どうしたらよいですか？

A

訴訟代理人弁護士に、原告の訴えを認めない旨だけを記載した答弁書を提出してもらうことで大丈夫です。

<解説>

呼出状が来てから第1回期日はたいてい1か月以内に指定され、答弁書の提出期限はさらにその1週間前とされることが多いので、答弁の準備が間に合いません。

そこで、原告の請求を棄却し、訴訟費用は原告の負担とする判決を求めること、詳しい認否・反論は迫って準備書面にて行うことを記載した、いわゆる形式答弁の書面だけを提出しておきます。

仮にこの答弁書を提出しておかないと、万一、代理人弁護士が訴訟当日に欠席してしまうと、いわゆる欠席判決で敗訴してしまうおそれがあるので重要です。

訴状の請求原因に対する認否・反論の書面は、カルテの翻訳と診療経過一覧表が完成しないと実際には難しいことから、第1回期日には、上記の形式的な答弁書を提出するにとどまり、第1回口頭弁論期日は、カルテ・診療経過一覧表・準備書面の提出期限と、次回期日を決めるための手続になっているのが常態ですが、仕方ないことです。

第1回期日で、訴状について聞きたい点など確認してから、実質的な答弁に取り掛かるという意味もあります。